

青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
 一部を改正する条例（令和六年条例第二十三号）新旧対照表【第八条関係】

改正後	改正前
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
〔略〕	〔略〕
(経過措置)	(経過措置)
<p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>新幼保条例</u>」という。）<u>第十六条第三項及び第二条の規定による改正後の青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「新こども園条例」という。）第十二条第二項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>旧幼保条例</u>」という。）<u>第十六条第三項及び第二条の規定による改正前の青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（次項において「旧こども園条例」という。）第十二条第二項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第一条の規定による改正後の青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例_____<u>第十六条第三項及び第二条の規定による改正後の青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例_____第十二条第二項の規定_____</u>は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例_____<u>第十六条第三項及び第二条の規定による改正前の青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例_____第十二条第二項の規定_____</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p>3 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新幼保条例第十六条第三項及び新こども園条例第十二条第二項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、旧幼保条例第十六条第三項及び旧こども園条例第十二条第二項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	
<p><u>4</u> 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和十年三月三十一日までの間、</u>第三条の規定による改正後の青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>新家庭的保育条例</u>」という。）第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに第四条の規定による改正後の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>新児童福祉施設条例</u>」という。）第三十五条第二項の規定（<u>満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「<u>旧家庭的保育条例</u>」という。）第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに第四条の規定による改正前の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基</p>	<p><u>3</u> 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、第三条の規定による改正後の青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに第四条の規定による改正後の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u><u>第三十五条第二項の規定</u>は、適用しない。この場合において、第三条の規定による改正前の青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<u>第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに第四条の規定による改正前の青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基</u></p>

改正後	改正前
<p>準を定める条例（次項において「旧児童福祉施設条例」という。）第三十五条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>準を定める条例 _____                  _____ 第三十五条第二項の規定 _____                  _____ は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
<p>5 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新家庭的保育条例第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに新児童福祉施設条例第三十五条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、旧家庭的保育条例第三十一条第二項、第三十四条第二項、第五十条第二項及び第五十三条第二項並びに旧児童福祉施設条例第三十五条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>